

議案第 9 4 号

山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例

山陽小野田市情報公開条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 9 条第 2 号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日
その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録さ
れ、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）によ
り」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第94号参考資料

山陽小野田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) ～(7) (略)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) ～(7) (略)</p>